

旭川工業高等専門学校点検評価改善委員会規則

制定 平成28. 3. 24達第31号

改正 平成29. 3. 23規則第28号

旭川工業高等専門学校点検評価改善委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、旭川工業高等専門学校教員等組織規則（昭和41年達第19号）第30条第3項に基づき、旭川工業高等専門学校点検評価改善委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第123条で準用する第109条第1項に定める、旭川工業高等専門学校（以下「本校」という。）が自ら行う点検及び評価（以下「自己点検・評価」という。）に関する事。
- (2) 前号の自己点検・評価の一環として旭川工業高等専門学校運営懇話会が行う本校の外部評価に関する事。
- (3) 法第123条で準用する第109条第2項に定める、大学改革支援・学位授与機構が行う高等専門学校機関別認証評価に関する事。
- (4) 日本技術者教育認定機構が行う技術者教育プログラムの認定に関する事。
- (5) 大学改革支援・学位授与機構が行う専攻科の認定（認定専攻科，特例適用専攻科）に関する事。
- (6) 国立高等専門学校機構の中期目標・中期計画及びこれに基づく本校の年度計画に関する事。
- (7) 本校における教育及び研究，組織及び運営並びに施設及び設備の継続的改善に関する事。
- (8) その他校長が必要と認める事項に関する事。

(構成)

第3条 委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 副校長（総務担当）
- (2) 教務主事
- (3) 専攻科長
- (4) 各学科及び科の教員のうちから校長が指名する者 各1人
- (5) 総務課長
- (6) 学生課長

2 前項第4号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は副校長（総務担当），副委員長は専攻科長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(代理出席)

第6条 委員長は、第3条第1項第4号の委員が委員会に出席できないときは、代理の者を出席させることができる。

2 代理の者には、議決権を与える。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長は、必要に応じて委員以外の者を出席させることができる。

(報告)

第8条 委員長は、委員会における審議結果を総括し、校長に報告する。

(専門部会)

第9条 委員会に、点検及び評価並びに継続的改善に関する専門的事項を審議するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会について必要な事項は、別に定める。

(事務)

第10条 委員会の事務に関することは、総務課が処理する。

附 則

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

2 この規則の制定後、最初の委員の任期は、第3条第2項の規定に関わらず、平成29年3月31日までとする。

3 旭川工業高等専門学校教育点検改善委員会規程（平成17年達第17号）は、廃止する。

附 則（平成29. 3. 23 規則第28号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。